

地方公共団体の徴収・収納事務の私人への委託の状況 (平成16年度実績)

市区町村・団体A(水道料金)

(単位:円、%)

区分	歳入額	割合
口座振替分	3,403,349,109	76.46
納付分	1,048,044,647	23.54
銀行収納分	357,647,811	8.03
私人委託分	690,396,836	15.51
コンビニ収納分	610,679,420	13.72
窓口収納分(民間委託)	79,717,416	1.79
合計	4,451,393,756	100.00

<分析>

団体Aの水道料金については、指定金融機関等による口座引落や銀行への振り込み、コンビニ収納等により、いずれも民間企業を活用しつつ、住民の便宜に合わせた方法により収納を行っている。

市区町村・団体B (使用料・賃貸料(企業会計を除く。))

(単位:円、%)

区分	歳入額	収入分		私人委託の割合
		直接収入分	私人委託分	
使用料	601,148,231	334,294,745	266,853,486	44.39
目的外使用許可	983,040	983,040	0	0.00
公の施設	600,165,191	333,311,705	266,853,486	44.46
地方公共団体による直営施設	352,501,355	333,311,705	19,189,650	5.44
指定管理者制度等による施設	247,663,836	0	247,663,836	100.00
賃貸料	26,951,594	26,951,594	0	0.00

「目的外使用許可」の使用料は、役所に売店、食堂等をおいた場合、その業者から徴収する使用料

「公の施設」の使用料は、体育館、文化ホール等を使用した場合にその使用した利用者から徴収する使用料

「賃貸料」は、土地の貸付料等

< 分析 >

団体Bから聴取したところによると、次のような観点から、住民の便宜や地方公共団体内の事務の効率性を勘案し、地方公共団体が直接収納するか、私人に収納事務を委託するか決定している模様。

・「目的外使用許可」 当該許可は、地方公共団体の施設に売店等を設置しようとする者に直接行うものであり、第三者が介在する余地はないし、その使用料は、通常は月額を反復して収納するようなものではなく、年額等を一括して支払うものであるため、地方公共団体が直接収納した方が効率的。

・「公の施設・地方公共団体による直営施設」 当該施設を地方公共団体が直接管理しているため、また、公の施設の使用料は、直接現場で収納することが多いため、地方公共団体が使用料を直接収納した方が効率的。

・「公の施設・指定管理者制度等による施設」 当該施設を指定管理者制度等により施設管理業務をアウトソーシングしているため、当該施設の管理を行っている者が使用料の収納事務を行う方が効率的。

・「賃貸料」 収納の相手方が公の施設の利用者と違って特定しており、その者から月額の口座振替や年額一括払いで収納していることから、地方公共団体が賃貸料を直接収納した方が効率的。